

省エネルギーと新エネルギー利用を实践するまち

- ・市民一人ひとりが地球温暖化について正しい認識を持ち、日常の生活や事業活動の中でできる省エネを継続的に取り組んでいます。
- ・公共施設も工場や住宅でも、建物の配置や構造の工夫、緑化との組み合わせなど設備に頼らない省エネルギーが行われているほか、太陽光など自然のエネルギーの活用も積極的に行われています。

環境や取り組みの現状と課題

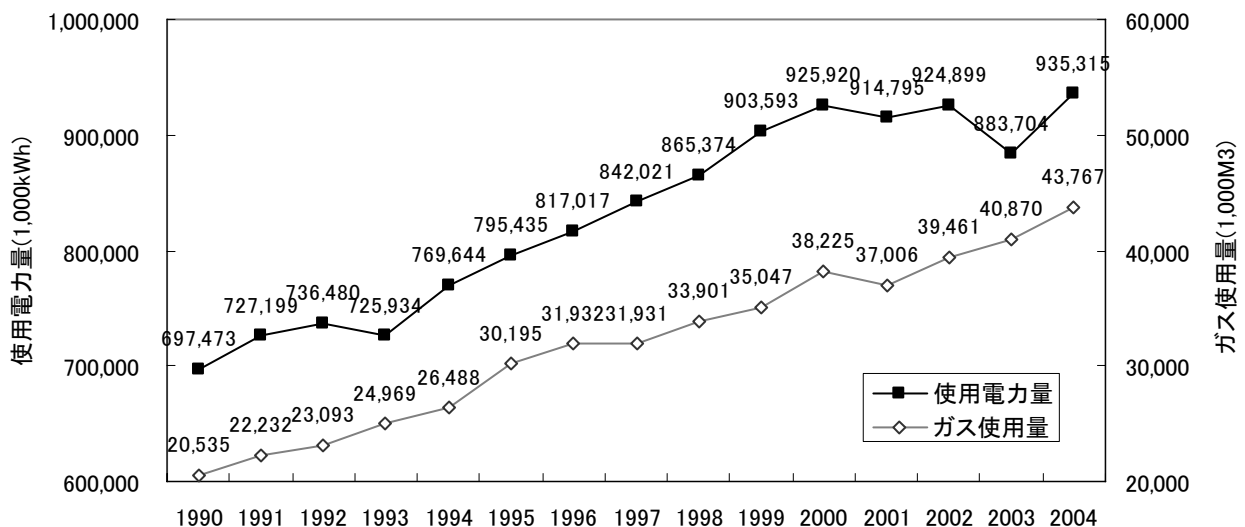
平成 17 (2005) 年 2 月に京都議定書が発効され、我が国では、二酸化炭素 (CO₂) などの温室効果ガスを平成 2 (1990) 年の排出量を基準として平成 24 (2012) 年までに 6%削減を約束していますが、平成 17 (2005) 年度における総排出量は 13 億 6,400 万 t-CO₂ で、京都議定書の基準年の総排出量からは 8.1%も増加しており、削減目標とは 14.1%もの開きになっています。

二酸化炭素 (CO₂) の排出は、民生部門 (オフィス、サービス、家庭など) や自家用車を含む運輸部門からの排出量が増加傾向にあり、市民一人ひとりの日ごろの取り組みによって、家庭や自動車利用による二酸化炭素 (CO₂) の排出を大きく削減できます。

地球温暖化防止に地域から貢献するには、地球環境について正しく知り、温室効果ガスの排出を削減するために、市民一人ひとりがライフスタイルを転換することが重要です。

地域で取り組む地球温暖化対策としては、温室効果ガスの排出を削減することが重要であり、日常生活の中では、自動車利用の抑制、省エネルギー、自然エネルギーの利用が有効な取り組みです。

戸田市のエネルギー使用状況の概略をつかむため、電気とガスの使用量の推移を見ると、増加傾向を示しており、京都議定書の基準年である平成 2 (1990) 年の値と比べて、平成 16 (2004) 年には電気で 30%以上、ガスでは 2 倍以上の増加となっています。



電力、ガスの使用量の推移

日常生活の中では、省エネルギーが有効な取り組みですが、便利な家電製品に囲まれた生活スタイルでは実践は難しいとも考えられます。そこで、自然エネルギーのみならず水や緑の持つ浄化機能や気候調節機能を利用した省エネルギー型のまちに変えていくことも必要となります。

こうした、エネルギー消費の抑制による方策に加えて、二酸化炭素（CO₂）の吸収源となる森林整備への支援や、グリーン購入など、日常生活でできる地球温暖化防止の取り組みを積極的に行う市民・事業者を育て、地域から地球温暖化へ対応していくことが求められています。

戸田市では、公共施設から出る温室効果ガス排出量を、平成 16（2004）年度までに、平成 10（1998）年度比で 5%削減することを目標に取り組んできましたが、達成できませんでした。

現在では、平成 19（2007）年度に平成 16（2004）年度の 5%削減を目標に努力しており、市役所では以下のような取り組みを進めています。

項目	取り組み内容
電気	照明器具のスイッチ配列を効率化 窓を開ける時期については、空調の送風カットを行う 職員の節電（昼休み（消灯、OA電源オフ））の徹底 省エネルギー照明器具への切り替え 太陽光発電設備の導入 風力発電設備の導入
水道	トイレ手洗いの一部を自動水栓等に変更 男子トイレ小便器の洗浄方法をタンク方式からセンサー方式に変更 女子トイレに擬音装置を設置
空調	窓ガラスに赤外線反射塗料をコーティングすることにより熱線をカットして冷房効率の向上を図る 室温目安は冷房 28℃、暖房 19℃を基本に調整する

新エネルギーの導入については、市庁舎前に風力・太陽光発電装置を設置して、環境への取り組みをアピールしています。

そのほか、一部の小学校や市営住宅、公園の街灯や時計などの電力供給源として太陽光発電を使用しており、芦原小学校では風力発電装置を設置しています。

また、個人住宅への新エネルギー導入を支援するため、太陽光発電システム設置に対して補助制度を設けています。



市庁舎前の風力・太陽光発電装置

取り組みの方向性

取り組み方針1 省エネルギー行動の推進

- ・地球温暖化に関する理解を高め、一人ひとりが、日常の生活や事業活動の中でのエネルギー使用をできるだけ減らす省エネルギー行動を進めます。
- ・リサイクル製品など地球にやさしい製品を積極的に利用し、環境に配慮した取り組みを行っている企業等を応援します。

取り組み方針2 省エネルギー型まちづくりの推進

- ・自然エネルギーの利用、断熱・通風・採光などに配慮した省エネルギー型建築の普及や、水辺や緑をまちに増やすことによって、緑の持つ気候調節機能を利用した夏でも涼しく外を歩けるまちに変えていきます。
- ・ヒートアイランドに関する理解を高め、省エネルギーや緑化の推進、水循環の回復などによってヒートアイランド対策を図ります。

取り組み方針3 新エネルギーの利用促進

- ・太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、コージェネレーションシステム、燃料電池、バイオマスなど新エネルギーの利用を図ります。

各主体の取り組み

市民の取り組み

○エネルギーを大切に使用します

- ・家電製品などの購入にあたって省エネルギー型のものを選んだり、カーテンを利用して冷暖房効率を高めたり、主電源をこまめに切るなど、日常生活での省エネルギーを徹底します。
- ・環境家計簿をつけるなどによって、毎月のエネルギー（電気、ガス等）使用量を把握します。

○新エネルギーを利用します

- ・住宅の新築、改築時には、断熱、通風、採光、緑化などに配慮した省エネルギー構造を積極的に採用するよう努めます。
- ・太陽熱給湯システムや太陽光発電システムなどを積極的に設置するよう努めます。

○地球にやさしい製品を優先して利用します

- ・ガイドラインを参考に、家庭でのグリーン購入を推進します。
- ・環境にやさしい店を優先して利用するなど、環境に配慮している人や事業所を応援します。

事業者の取り組み

○オフィスの省エネルギーに努めます

- ・省エネルギー型の照明やOA機器の導入し、オフィスの省エネルギーに努めます。
- ・事務所ビル等では、ブラインド等による温度調節に加え、壁面や屋上の緑化を行い、屋内の空調にかかるエネルギーの削減を図ります。

○新エネルギーを利用できる設備の導入を図ります

- ・事業所や工場の新築、改築時には、自然エネルギーの利用や屋上緑化など、環境負荷を低減する構造を積極的に採用します。
- ・太陽光発電、太陽熱給湯システム、コージェネレーションシステムなど新エネルギーを利用した設備の積極的導入を検討します。
- ・外構整備においても、雨水の地下浸透の促進、緑化の推進など、環境に配慮した整備を積極的に行います。

○地球にやさしい製品を優先して利用します

- ・エコマーク製品の扱い量の拡大や、環境にやさしい製品の開発などを通して、環境にやさしい製品の普及に努めます。
- ・製品等の企画開発段階から、原料調達、生産、流通、販売、消費、回収、廃棄、再生の全段階において、製品の環境負荷を総合評価するライフサイクルアセスメント（LCA）を導入し、省エネルギー、省資源、廃棄物抑制を徹底します。

○フロン対策を徹底します

- ・空調設備や冷蔵庫、洗浄剤などにおける脱フロン化（特定フロン及び代替フロンから他の物質への転換）を進めます。
- ・フロン使用機器の廃棄の際は、適切にフロンを回収し大気中へ放出しないようにします。

市の取り組み

■ 施策の基本方向

省エネルギー行動の推進	<p>○省エネルギー行動の普及・促進</p> <ul style="list-style-type: none">・地球温暖化に関する正しい情報を提供し、一人ひとりができるところから、エネルギー消費の抑制の取り組みを行うよう啓発に努めます。・日常の生活や事業活動の中でできるエネルギー削減の方法をPRします。・家庭や事務所などにおける日常的な省エネルギー実践の普及啓発を行うとともに、地域において省エネルギー活動を行っている団体等への支援を行います。
-------------	---

省エネルギー行動の推進 (つづき)	○省エネルギー型事業活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済活動に省エネルギーの考え方を組み込んでいくため、エネルギー使用量の把握、削減目標の設定、進捗管理の実施など、エネルギー使用の自主的管理のための環境管理システムの導入を支援します。 ・省エネルギーに関して先進的な取り組みを行う商店や事業所の実績を収集して、情報提供をすることにより、商店や事業者によるエネルギー使用削減に向けた取り組みを促進します。
	○地球にやさしい製品の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク商品の扱ひ量や環境にやさしい製品の開発などで貢献度の高い優良企業の表彰などによって、地球にやさしい製品の周知と推奨を図ります。 ・市の行う工事発注や物品購入に際して、環境に配慮した工法や環境調和型の製品を優先的に採用するなど、グリーン購入を率先して推進します。 ・グリーン購入のガイドラインを示し、一般への普及を図ります。
	○オゾン層の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・特定フロン使用機器から脱フロン化を促進します。また、代替フロンについても、温室効果への寄与度が高いことから、他の物質への転換を促進します。

省エネルギー型まちづくりの推進	○建築物などにおける省エネルギー設備の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の建設に当たっては、率先して断熱構造や省エネルギー型機器など、エネルギーの効率的な利用を図ることができる構造・設備の導入に努めます。 ・民間ビルや家庭においても、エネルギーの効率的な利用を図ることができる構造・設備の導入を促進します。 ・断熱、通風、採光などに配慮した省エネルギー型建築の普及のため、技術的情報の提供や低利融資制度の紹介に努めます。
	○ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・局所的な温暖化としての、夏場の冷房使用による温排熱や都市化によるヒートアイランドについて普及啓発を行い、対策を検討します。 ・緑の持つ気候調節機能等を発揮させるため、普及啓発活動を含め、都市緑化を推進します。 ・ヒートアイランド現象緩和のために、雨水浸透性の確保、緑化の推進を行います。 ・市庁舎屋上の「フェルトガーデン戸田」をはじめ、屋上緑化、壁面緑化等の効果についての研究と公共施設等における試行を進めます。 ・市民レベルでの屋上緑化、壁面緑化を促進するためのしくみを整えます。

新エネルギーの利用促進	○新エネルギー導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体での新エネルギー導入に関して方針を定めます。 ・市民、事業者に対して、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、コージェネレーションシステム、燃料電池など新エネルギーの導入に関する各種助成制度の普及啓発を図ります。
	○公共施設への率先導入	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、太陽熱、風力など自然エネルギー利用の普及に努めるとともに、公共施設などで率先して導入します。 ・特に、公共の大規模施設の建設にあたっては、外構を含めて省エネルギー構造の施設にするとともに、新エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、コージェネレーションシステム、燃料電池など）の積極的な導入に努めます。

■ 当面実施する事業

施策方針	内容	主管課
【省エネルギー行動の推進】		
○省エネルギー行動の普及・促進	○地球温暖化についての普及啓発	環境クリーン室
	○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「実行計画」（「戸田市環境保全率先実行計画」）の推進	環境クリーン室
	○家庭への環境家計簿の普及啓発	環境クリーン室
	○省エネルギーに取り組む団体の活動を市民に知らせるとともに、助成などの支援方策を検討	環境クリーン室
○省エネルギー型事業活動の推進	○事業所における環境マネジメントシステム導入に対する研修会等の実施及び助成	経済振興課
	○「戸田市環境保全率先実行計画」の推進による省エネルギーの率先実行	環境クリーン室
○地球にやさしい製品の普及	○市で使用する物品の購入にあたり、ガイドラインに沿って環境に配慮した製品を優先する「グリーン購入」の実施	管財課
	○環境に配慮した製品やグリーン購入について、事業所や市民への普及啓発	環境クリーン室
○オゾン層の保護	○事業者に対する特定フロン及び代替フロンから他の物質への転換の指導・啓発（特に店舗などの空調設備や冷蔵庫）	環境クリーン室
	○回収事業者に対する家電中のフロンガスの回収と破壊の指導	環境クリーン室
【省エネルギー型まちづくりの推進】		
○建築物などにおける省エネルギー設備の普及	○公共施設の建設における省エネルギー構造・設備の導入	建築課
	○低利融資制度の紹介などによる、個々のビルや戸建て住宅における省エネルギー構造・設備導入の促進	環境クリーン室
○ヒートアイランド現象の緩和	○ヒートアイランド対策の必要性と方法の普及啓発	環境クリーン室
	○屋上緑化、壁面緑化に対する補助金の交付	公園緑地課
	○屋上緑化、壁面緑化等の効果についての研究と公共施設等における試行	公園緑地課
【新エネルギーの利用促進】		
○新エネルギー導入の促進	○戸田市の新エネルギー導入の方針である地域新エネルギービジョンの策定	環境クリーン室
	○各種情報媒体を用いた、新エネルギー設備の設置に関する助成制度の普及	環境クリーン室
	○住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助	環境クリーン室
○公共施設への率先導入	○公共施設の建設における新エネルギー設備の率先導入	建築課 各事業所管課

車を過度に利用しないまち

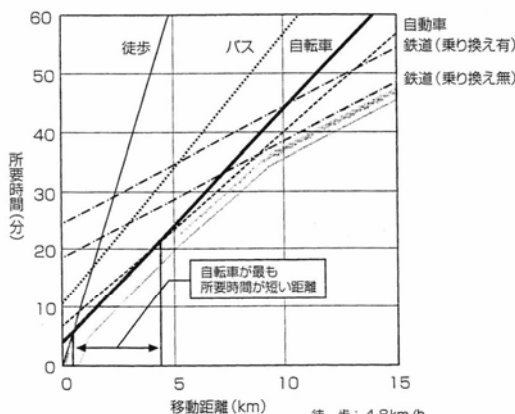
- ・市内の生活道路は歩行者や自転車が通行しやすく改善され、沿道の商店や緑のまち並みと一体になって、子どももお年寄りも安全に楽しく歩ける道になっています。
- ・事業者は自転車通勤を奨励し、商店は自転車で買い物に来るとお得になるサービスを行うなど、いろいろな工夫がなされ、過度な車の利用をひかえるライフスタイルが定着しています。

環境や取り組みの現状と課題

自動車利用の現状を市民意識調査から見ると、通勤時に自動車を使う人の平均所要時間は約 25 分、28%は 10 分以内であり、日常の買い物に自動車を使う人の平均所要時間は約 11 分、66%は 10 分以内、20%は 5 分以内となっています。

約 5km までの短トリップの場合、二酸化炭素 (CO₂) の排出がない自転車は、利便性や単位空間当たりの交通容量の面でも自動車より優れた交通手段であり、短い距離の移動の場合は自動車から自転車への転換が求められます。

参考) 短い距離の移動には自転車が有利



各交通手段の移動距離別所要時間の比較

短トリップにおける自動車と自転車のコスト、CO₂の比較

	旅行速度 (km/時)	走行距離2km			走行距離5km			3m幅の容量 (人/時)	駐車面積 (自転車に対する倍率)	
		所要時間 (分)	コスト (円)	CO ₂ (g-C)	所要時間 (分)	コスト (円)	CO ₂ (g-C)			
自動車	渋滞時	18	14	780	147	24	1,200	367	1,340	15
	平常時	30	11	780	108	17	1,200	270		
自転車	走行環境未整備	10	16	120	0	34	140	0	3,300	1.0
	走行環境整備	18	11	120	0	21	140	0		
徒歩	—	5	24	0	0	48	0	0	2,700	0.3

注1) 自転車の走行環境未整備時の旅行速度は我が国における鉄道駅周辺における調査例を、走行環境整備時には自転車道網の整備が進んでいるオランダの旅行速度を参考にして設定した。
 注2) 所要時間には出入庫等に要する時間として自動車では7分、自転車では4分を見込んでいる。
 注3) コストには駐車費用として、自動車500円、自転車100円を見込んでいる。
 注4) CO₂の排出量は小型車の平均値を用いた。
 注5) 自動車の平均乗車人員1.34人とし、自転車道は2車線(1.5m/車線)3m幅とした。
 注6) 自転車の交通容量はアメリカの例。
 注7) 徒歩の交通容量:「市街地道路の計画と設計」(吉岡昭雄著)通勤歩行の計画水準より。

出典)『自転車利用促進のための環境整備に関する調査報告書』自転車道網整備に関する調査委員会、1999

今後、二酸化炭素 (CO₂) の排出抑制のため、過度の自動車利用をしないライフスタイルが求められてきますが、自動車でなければ不便になってしまった現在の都市構造では、実践は難しいとも考えられます。そこで、これからの都市のあり方を、車に過度に依存せず徒歩や自転車で暮らしやすいまち変えていくことが必要となります。

戸田市の場合、地形が平坦であり、JR埼京線が高架のため各駅に直結して自転車駐車場が整備されているなど、自転車利用にとってよい条件を備えています。

また、幹線道路は車の交通量が多いものの、生活道路は比較的幅員が広い一方通行にしているところが多く、水路に蓋かけをして歩道として利用している区間もあるなど、自動車・自転車・歩行者の共存を図りやすいという点でも好条件にあり、自転車利用の促進が期待されます。

ここで、戸田市在住者が通勤・通学で利用する交通手段を見ると、鉄道を利用する人が（バスや自転車からの乗り継ぎを含めて）25,000人以上と全体の約45%に上り、次いで自転車が16,000人以上、自家用車は10,000人程度となっています。一方、戸田市に通勤する人は、勤務地である工場等が鉄道駅から遠いこともあり、自家用車を利用する人が19,000人弱と全体の約3分の1に達しています。

このことから、今後の自動車利用の抑制には、公共交通の利便性向上等による利用促進を図るほか、送迎バスの運行や自転車通勤の奨励など企業の協力が求められます。

戸田市在住者、従業・通学者の利用交通手段

平成12年国勢調査

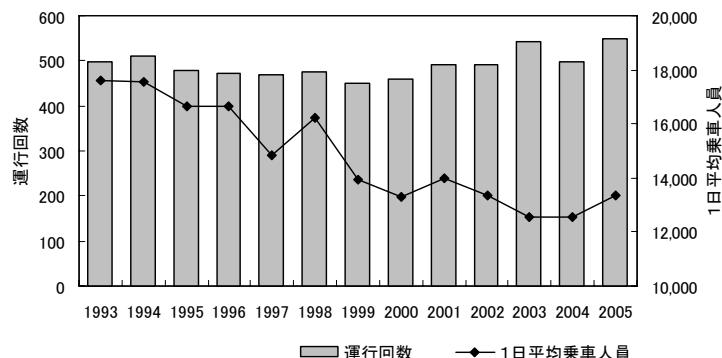
	戸田市在住者の 通勤・通学の交通手段				戸田市で従業・通学する人の 通勤・通学の交通手段			
	総数	戸田市内で 従業・通学	県内他 市区町村で 従業・通学	他県で 従業・通学	総数	戸田市に 常住	県内他 市区町村に 常住	他県に常 住
総数	57,518	20,796	10,774	25,948	57,330	20,796	27,629	8,905
I 利用交通手段が1種類	45,110	18,900	8,486	17,724	47,646	18,900	22,251	6,495
1 徒歩だけ	3,479	3,330	123	26	3,529	3,330	190	9
2 鉄道・電車	16,555	777	1,718	14,060	7,442	777	3,842	2,823
3 乗合バス	662	356	275	31	872	356	486	30
4 勤め先・学校のバス	243	128	39	76	362	128	180	54
5 自家用車	10,691	4,684	3,661	2,346	18,710	4,684	11,163	2,863
6 ハイヤー・タクシー	13	6	4	3	14	6	7	1
7 オートバイ	1,748	857	429	462	2,601	857	1,405	339
8 自転車	11,045	8,465	2,093	487	13,370	8,465	4,692	213
9 その他	674	297	144	233	746	297	286	163
II 利用交通手段が2種類	10,118	903	1,864	7,351	7,359	903	4,428	2,028
10 鉄道・電車及び乗合バス	3,149	105	608	2,436	2,517	105	1,523	889
11 鉄道・電車及び勤め先・学校のバス	158	10	88	60	420	10	259	151
12 鉄道・電車及び自家用車	465	40	77	348	577	40	332	205
13 鉄道・電車及びオートバイ	287	22	28	237	200	22	119	59
14 鉄道・電車及び自転車	5,145	282	840	4,023	2,498	282	1,636	580
15 その他利用交通手段が2種類	914	444	223	247	1,147	444	559	144
III 利用交通手段が3種類以上	985	90	285	610	1,106	90	732	284

戸田市における公共交通は、市域を南東から北西へ縦断し、戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅の3駅が立地するJR埼京線を軸に、東西方向には路線バスが運行され、市民の足となっています。

バスは、年々利用者数が減少する傾向にありますが、市内循環バス（TOCO）が運行されるようになり、1日の運行回数、乗車人員とも若干ですが回復の兆しが見られますが、さらなる利用促進が求められます。



循環バスTOCO



バスの運行回数と乗車人員の推移

取り組みの方向性

取り組み方針1 車利用を抑制する基盤づくり

- ・市民一人ひとりの生活を、車の利用をひかえ公共交通や自転車を積極的に利用するライフスタイルに変えていくため、公共交通の利便性を高め、徒歩や自転車で暮らしやすいまちづくりを進めます。

取り組み方針2 車利用を控えるライフスタイルの普及

- ・自転車利用や歩くことが環境保全や健康づくりに役立つことを知らせるとともに、通勤や買い物での短距離の移動に自転車の利用を奨励するなど、ソフト面から車を過度に利用しないライフスタイルへの転換を促します。

各主体の取り組み

市民の取り組み

○自動車の利用を控えます

- ・通勤や買い物などに、マイカーの使用をひかえ、自転車や公共交通機関を利用するよう心がけます。
- ・自動車を購入、利用する際には、低公害車や燃費のよい車を積極的に選びます。
- ・定期的な整備・点検を行い良好な状態を保つほか、アイドリングストップの励行、渋滞の原因となる路上駐車をしないなど、自動車利用による環境負荷を最小限にとどめる運転、整備に努めます。
- ・ノーカーデーなどの自動車の利用抑制に関する運動に積極的に協力します。

事業者の取り組み

○業務での自動車の利用を控えます

- ・荷物のないときの短い距離の移動など、には自動車の利用を控え自転車を利用するよう心がけます。
- ・自動車を購入、利用する際には、低公害車や燃費のよい車を積極的に選びます。
- ・定期的な整備・点検を行い良好な状態を保つほか、アイドリングストップの励行、渋滞の原因となる路上駐車をしないなど、自動車利用による環境負荷を最小限にとどめる運転、整備に努めます。

○マイカー利用を控えるよう呼びかけます

- ・来客等に自動車利用を控えるよう呼びかけます。
- ・顧客などに自動車の利用をひかえるよう促します。
- ・自転車通勤者のための駐輪場やシャワールームの設置、自転車通勤の奨励などを積極的に推進します。

市の取り組み

■ 施策の基本方向

車利用を抑制する基盤づくり	○生活道路の交通対策による歩行者自転車空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩や自転車を交通手段のひとつと位置づけ、環境負荷の軽減に向けた総合的な交通システム整備に努めます。 ・徒歩で安全快適に移動できる歩行者空間ネットワークを、バリアフリーや街並み景観に配慮して形成し、歩きたくなるまちを目指します。 ・ハード、ソフトの両面から、自転車利用環境を整備し、短い距離の移動手段の自動車から自転車への転換を促進します。 ・安心して歩ける道にするために、歩道と車道の分離、自転車・歩行者専用道路の設置、一方通行等の交通規制などによって、楽しく安全に歩行者や自転車が通行できる道路環境づくりを図ります。
	○公共交通の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの定時性確保など公共交通の利便性を高め、利用を促進します。 ・福祉施策等と連携しながら、きめ細かい公共交通の導入を検討します。 ・マイカー利用の抑制を図るため、コミュニティバス活用の推進など公共交通機関の利便性の向上を目指します
	○新しい交通システム像の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩や自転車による移動を促進するため、公共交通機関との有機的な連携を図った歩道や自転車道、駐輪場の整備を行うことによって、新たな交通体系を検討します。 ・子育てや高齢者福祉の観点から見て、戸田市の生活道路が安心して散歩ができる道路となるように、道路の役割の明確化、生活道路への車の進入抑制などについて長期的視点から検討していきます。
車利用を控えるライフスタイルの普及	○ライフスタイル見直しの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化のメカニズムや私たちの生活との関係、地球温暖化防止のために一人ひとりが取り組むべきことなどを正しく知らせ、ライフスタイルを見直すきっかけをつくります。 ・ノーマイカーデーなど車利用抑制キャンペーン、車に依存しない生活を試すカーシェアリングの実験などを通してライフスタイルの転換を促します。 ・低公害車の普及や、環境負荷を軽減する運転マナーの普及を図ります。
	○市職員の率先実行	<ul style="list-style-type: none"> ・短距離の移動には自転車や公共交通機関を利用するよう、事業者や市民に働きかけるとともに、職員は率先して実行します。 ・ノーマイカーデーの実施など、市職員が率先実行できるしくみをつくります。

■ 当面実施する事業

施策方針	内 容	主 管 課
【車利用を抑制する基盤づくり】		
○生活道路の交通対策による歩行者自転車空間の創造	○住民を交えて危険な生活道路の把握と、交通安全施設等の設置を要望	生活安全課
	○安全性を確保する、歩道、自転車道の整備事業の検討・実施	道路課
	○歩行空間の確保と歩行者ネットワーク整備に向けた、コミュニティゾーン形成に関する調査・検討	道路課
○公共交通の利便性向上	○コミュニティバスの運行管理と利用促進	生活安全課
○新しい交通システム像の検討	○徒歩、自転車、コミュニティバス等の有機的連携による新たな交通体系とまちづくりの検討	行政経営課 環境クリーン室
	○新たな交通体系の構築に向けた社会実験の実施の検討	道路課 環境クリーン室
	○近隣市と連携した新交通システムの検討	行政経営課
【車利用を控えるライフスタイルの普及】		
○事業者、市民などの自動車利用の削減を促進	○マイカー利用自粛の呼びかけ	環境クリーン室
	○アイドリングストップ運動など、運転方法変更の普及啓発（市民への呼びかけ、各種経済団体を通じた要請）	環境クリーン室
○市職員の率先実行	○ノーマイカーデーの実施、短距離の移動に自転車を利用するなど、市役所での率先実行	環境クリーン室 人事課

環境情報の相互発信を図るまち

- ・市や事業者は、環境の状態に関する基礎情報を継続的に把握し、適切に情報公開を行っています。市民も、自主的に生き物調査や水質調査を行ったり、環境マップを作るなど、生活実感としての環境情報を発信しています。
- ・これらの情報は、ホームページやミニコミ誌など、さまざまな情報受発信の手段で提供され、いつでも簡単に知りたい情報が入手でき、情報交流が盛んになっています。

環境や取り組みの現状と課題

環境に配慮した取り組みを進めるにも、どうすればいいのかわらなければ何もできませんが、知っていれば実践の可能性が広がります。すなわち、情報は実践を促す重要な要素であり、正確かつ的確な情報をさまざまな媒体を使ってより多くの人に十分行き渡るようにすることが必要となります。

市からの環境情報の発信については、従来からの広報のほか、大気や水質などの環境調査結果などを公表する年次報告書『戸田市の環境』を毎年発行するとともに、平成 18 年 1 月には、市役所の環境向上への取り組みを市民に知らせるため『戸田市環境報告書』を発行するなど、適宜情報発信に努めています。

しかしながら、今回行った市民意識調査の回答率がわずか 20.7%であり、『環境基本計画』を知っている人はその中の 1 割にも満たない状況であったという事実を踏まえるならば、行政側では、市民が知りたい情報が何であるのかを的確に把握する方法としくみが十分に機能しておらず、市民に満足していく情報提供になっていないのが実状のようです。



戸田市環境報告書

平成 18 年 1 月発行

また、戸田市は人口の出入りが激しく、20代の若い人が多いという特徴があり、地域コミュニティの役割を果たす町会に加入していない世帯が増えており、これまでのように町会を通じた情報提供だけでは、情報が行き渡らないといった場合も生じてきています。

そのため、多様な情報チャンネルを使って、行政情報と市民情報の相互交流を促進していくことが求められます。

多くの市民が環境に関心を持ち、環境に配慮した活動を盛んにしていくためには、目的にあわせた多様なメディアの活用や直接的な情報交流の場の設置などを通じて、環境情報を身近なものにしていくことが必要です。

市民が本当に知りたい情報を、市民の生活実感に即してわかりやすく伝える方法を工夫しながら発信していくことは急務となっています。

なお、こうした情報交流の基盤として、さまざまな情報のストックが必要であり、市民情報の受信方法や、市民参加での環境調査、生き物調査などの情報収集の方法、中立的立場でさまざまな情報を審議する場の設置などのしくみづくりが求められます。

取り組みの方向性

取り組み方針1 正しい情報の収集と提供

- ・正しい環境情報が蓄積され交流している社会をつくるために、市民の情報に対するニーズを把握するとともに、情報収集などへの市民参加のしくみや、さまざまな情報を中立的立場で検証し正しい情報として市民に提供できるしくみを検討します。
- ・多様なメディアを活用し、詳細な情報やバックデータにもアクセスできるような配慮も行いつつ、情報内容によって効果的な情報発信を行います。

取り組み方針2 情報交流の促進

- ・直接的な情報交流の図れる場の設置を検討するほか、イベントやシンポジウムで市民とのコミュニケーションを促進するなど、環境情報が身近なものとなるようにします。

取り組み方針3 環境モニタリング、監視の充実

- ・法令等に則った環境監視を充実させるだけでなく、市民と一緒に、生活実感に即した環境指標をつくり、みんなで監視していく体制を整え、市民が本当に知りたい環境情報が提供されている社会をつくりまします。

各主体の取り組み

市民の取り組み

○環境情報の入手・交流に心がけます

- ・市の広報や年次報告書等により、環境の現状、問題点、取り組み状況などの情報の入手に心がけます。
- ・情報交流の場に積極的に訪れ、最新の環境情報に触れるよう努めます。
- ・市民情報の交流の場の運営に参加、協力します。

○地域ぐるみで環境のルールづくりに努めます

- ・町会等で、地域の環境に関する話し合いの場を設け、積極的に参加するとともに、環境への配慮などのルールづくりに努めます。

○環境監視への協力

- ・地域の環境の変化を日頃から注意して見守ります。
- ・環境調査やパトロールなどに積極的に参加します。

事業者の取り組み

○情報の公開に努めます

- ・事業活動内容や環境への負荷の状況（廃棄物、有害物質等の排出、エネルギーの使用など）、環境監視の結果、環境保全への取り組み内容、新しい環境保全の技術などについて、積極的に情報を公開するよう努めます。

○顧客に対して環境への配慮に協力するよう呼びかけます

- ・店舗等に訪れる顧客に対しても、資源やエネルギー、車の使用を控えたり、ごみの散乱を防止するよう呼びかけ、環境にやさしいライフスタイルの普及を発信します。
- ・取引先等に対しても環境配慮への協力を呼びかけます。
- ・地域の一員として、情報交流に協力します。

○監視への協力

- ・自主的に環境調査を行い、その結果を公表するよう努めます。
- ・事業所への立ち入り調査などに協力します。

市の取り組み

■ 施策の基本方向

正しい情報の収集と提供	○環境情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の情報に対するニーズを把握するとともに、情報収集などへの市民参加のしくみを整えます。 ・多様な主体から寄せられたさまざまな情報を、中立的立場で検証し、正しい情報として市民に提供できるしくみを検討します。
	○環境情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが意見を言えるための前提づくりとして、環境問題に関する正しい情報などを市民に広く提供していきます。 ・「戸田市の環境」、「戸田市環境報告書」をもとに環境に関する年次報告の充実を図ります。 ・環境基本計画の進捗状況報告のしくみをつくります。
	○情報チャネルの多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・市が提供する情報へのアクセスのしやすさを高めるため、人が集まる場所（駅など）への情報展示コーナーの設置、多様な方法による配布物の全戸配布の実施、その他ホームページでの情報発信など、提供する情報の伝達経路の多様化を図ります。 ・特に、場所や時間にとらわれずに情報にアクセスでき、双方向の情報交流が可能なシステムであるホームページの活用を努めます。
情報交流の促進	○情報の相互交流	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者、市がそれぞれ情報を発信し、密な情報交流を行うため、情報交流の場として立ち上げた「とだ環境ネットワーク」の活動の充実に向けた支援をします。 ・「とだ環境ネットワーク」へ、市の持つ環境の情報を積極的に提供していきます。
	○情報交流の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザを情報交流の場としても機能するように運営していきます。 ・さらに、環境に関する市民情報の交流が図れる場の設置を検討します。 ・市の情報コーナーや公民館、図書館、学校図書館などへの環境情報コーナーの設置を検討します。
	○イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等と連携し、イベント、シンポジウムなどを開催し、広く市民とのコミュニケーションを促進します。 ・環境フェアをはじめとするイベントの開催及び準備の中で、多様な主体の情報交流を促進します。

環境モニタリング・監視の充実	○環境監視の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄を監視するパトロールなどを引き続き強化します。 ・法令等に基づいた環境監視を引き続き行うとともに、結果をわかりやすく公表します。
	○市民の生活実感を反映した環境評価と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と一緒に、環境調査を行うしくみを整えるとともに、市民の生活実感を反映できる指標づくりを進めます。 ・環境調査の結果等を的確に評価するとともに、マップ化など市民に興味を持たせる工夫をしながら、環境情報を発信することを検討します。

■ 当面実施する事業

施策方針	内容	主管課
【正しい情報の収集と提供】		
○情報の提供	○環境に関する年次報告である「戸田市の環境」、「戸田市環境報告書」の作成、公表	環境クリーン室
	○環境クリーン室のホームページの活用	環境クリーン室
○情報チャネルの多様化	○提供する情報の伝達経路の多様化を検討	環境クリーン室 コミュニティ推進課
【情報交流の促進】		
○情報交流の場の設置	○情報交流の場としてのリサイクルプラザの運営	環境クリーン室
	○市の情報コーナーや図書館への環境コーナーの設置を検討	図書館 秘書広報課
○イベント等の開催	○環境フェアをはじめとするイベントの開催及び準備の中で、多様な主体の情報交流を促進	環境クリーン室
	○市民団体等と連携し、学識経験者や専門家を招いての公開講座やシンポジウムの開催を検討	環境クリーン室
【環境モニタリング・監視の充実】		
○環境監視の充実	○特定工場等の監視や環境調査の充実	環境クリーン室
	○市民参加による環境調査の方法の検討	環境クリーン室 河川課 等
○市民の生活実感を反映した環境評価と情報発信	○市民の生活実感を反映した環境指標作成の検討	環境クリーン室 河川課 等
	○マップ化など、市民に興味を持たせる工夫をしながら、環境情報を発信	環境クリーン室

体験を通じてともに環境を学ぶまち

- ・学校教育や生涯学習の中でさまざまな環境学習プログラムに参加できるほか、環境フェアや自然観察会など、環境保全活動のきっかけとなる体験・参加型のイベントがたくさん行われています。
- ・環境に興味のある人、知識を有する人もともに学びあうことを欠かさず、各種の取り組みを牽引するリーダーほか真に自立した環境市民が育っています。

環境や取り組みの現状と課題

持続可能な社会を形成していく多様な知恵や技術を、次の世代を担う子どもたちへ継承していくため、子どもたちへの環境教育は重要な意味を持つものです。戸田市では、各校で環境教育についての年間計画をつくるなど、学校での環境教育に力を入れています。そのなかで、体験を通じて自然を学ぶために学校ビオトープをつくっている所もあります。

しかし、教える立場の教員が自然体験の経験に乏しく教え方がわからなかったり、教員の異動によって学校ビオトープの管理が不十分となるといった実態もあり、これからの環境教育は、学校の中での教育だけでなく、地域の人材や環境を活用した地域ぐるみの展開が大切になってきます。

子どもたちへの教育だけでなく、大人の環境学習も同じように重要です。特に大人は、単に座学で知識を学ぶよりも、自らの知識を出し合う「学びあい」によって新たなものをつくり上げていくという姿勢で進めていくことが大切です。その学びあいこそが、環境のための取り組みを牽引していくリーダーや、環境のことを考える自立した市民を増やしていくことにつながるのです。

また、多くの人に環境に関心を持ってもらうためには、イベント等を通じて体験型の楽しい活動に参加してもらうことが有効です。彩湖自然学習センターでは、水辺の自然環境と施設、人材を活用し、さまざまな催しを行っています。

彩湖自然学習センター講座年間予定（平成18年度）

4月	こども自然観察教室「野の花であそぼう」 自然観察会「食べられる野草」	10月	こども自然観察教室「ススキのミミズをつくろう」 健康増進講座「彩湖ウォーキング」
5月	健康増進講座「荒川ウォーキング」 こども自然クラブ「結団、ザリガニつり」 野鳥観察会「彩湖周辺の野鳥・初夏」	11月	こども自然クラブ こども自然観察教室「落ち葉を使った壁かけをつくろう」 野鳥観察会「彩湖周辺の野鳥・初冬」
6月	こども自然観察教室「ミクロの世界をのぞこう」 こども自然クラブ「トダスゲをまもろう&しかけ」 親子ふれあい講座「親子ザリガニつり」	12月	親子ふれあい講座「木の実を使ったリースづくり」 野鳥観察会「彩湖周辺の野鳥・真冬」 自然観察会「春の七草の寄せ植え」
7月	生きものを育てよう「スズムシ配布」 こども自然クラブ 自然観察会「昆虫ウォッチング・夏」 「夏休み理科自由研究相談会」 夏休み特別講座「魚の壁かけをつくろう」	1月	自然観察会「春の七草がゆ」 こども自然観察教室 野鳥観察会「彩湖周辺の野鳥・厳冬」
		2月	こども自然クラブ 野鳥観察会「彩湖周辺の野鳥・晩冬」 こども自然観察教室「竹細工に挑戦！」
8月	自然観察会「夏の野原」		
9月	こども自然クラブ 自然観察会「昆虫ウォッチング・秋」	3月	こども自然クラブ 野鳥観察会「彩湖周辺の野鳥・早春」

取り組みの方向性

取り組み方針1 環境学習と普及啓発活動の推進

- ・地域の人材や農地、樹林地を活用するなど、体験を通じた環境教育を地域ぐるみで推進します。
- ・市民団体等と市との連携、協力によって、学校や生涯学習に多様な環境学習プログラムを取り入れ、みんなが環境に関心を持ち、ともに学びあい、環境保全活動を実践するよう意識を高めていくとともに、グループ化やリーダー養成につなげます。

取り組み方針2 環境保全活動への参加機会の提供

- ・環境フェア、エコライフ DAY など市や市民団体が開催する市民参加の環境保全活動にとどまらず、地域でもフリーマーケットや自然観察会などがさかんに行われ、市民一人ひとりが楽しみながら環境保全に貢献しているまちにしていきます。

各主体の取り組み

市民の取り組み

○積極的に環境について学習します

- ・環境教育や環境学習に関わる活動へ積極的に参加し、環境への関心、理解を深めるよう心がけます。
- ・家庭内で環境問題について話し合う機会をつくり、自然とふれあう体験を家族で共有するよう努めます。
- ・環境保全に関するイベントなどに積極的に参加します。

○多くの人に環境学習への参加を促します

- ・さまざまな環境保全活動を自主的に企画、実践するとともに、多くの人に参加を呼びかけます。

事業者の取り組み

○積極的に環境について学習します

- ・従業員に対する環境教育・環境研修を積極的に進めます。

○地域の環境教育や環境学習に参加・協力します

- ・環境教育や環境学習のために人材や事業所施設を積極的に提供します。
- ・大学や企業では、公開講座等の開催などを通じた社会貢献に努めます。
- ・イベント等への人材、資材、資金面での支援などに協力します。

市の取り組み

■ 施策の基本方向

環境学習と普及啓発活動の推進	○学校内外での環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・将来を担う子どもたちへの環境教育の重要性を十分認識し、学校教育における環境教育の体系を充実させます。 ・指導に当たる教員の研修や、学校ビオトープなど教材の充実を図ります。 ・市立小中学校に、学校林、学校の水辺を確保して、体験を通じた環境教育を行えるよう検討します。 ・学校版環境 ISO など学校ぐるみで取り組めるしくみを整え、支援します。 ・地域の人材や農地、樹林地を活用するなど、学校での環境教育を地域ぐるみで推進します。 ・学校外の資源を利用した、学校教育のカリキュラムを離れた環境教育も進めていきます。
	○環境学習のしくみの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な取り組みを行うことで生きた体験として環境を学ぶことができる体制づくりを行います。 ・市民団体等による環境への取り組みを広く市民に宣伝することにより活動への参加を促します。 ・市民団体等との協力によって、多様な環境教育プログラムを開発し、公民館活動など多くの講座に環境の要素を取り入れます。 ・自然のしくみを体験的に学べる場として、公園、市民緑地、河川などを、安全確保に配慮しつつ開放します。 ・市独自の講座、「とだ環境ネットワーク」の環境出前講座や、県が行う講座などの案内システムを整備し、環境について学びたい人に対して、その人の興味に応じて適切な学習講座を紹介できるように努めます。 ・学習から地域活動、啓発活動の実践につながるよう、講座修了者などのグループ化を促し、支援していきます。
	○環境人材研修の実施・環境人材バンクの設立	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を有する人同士が互いの知識・経験を持ち寄り、戸田市の環境を題材として学びあうことで、環境のための活動を指導できる人材を育成する場として「環境人材研修」を催します。 ・「環境人材研修」の核となるような、環境について専門的な知識を有し、環境のための活動やフィールドワークを指導できる人材を登録する「環境人材バンク」を設立します。 ・「環境人材バンク」には、専門家として、学識経験者だけでなく、教員、企業の専門家、市役所の職員などが登録するように要請します。
環境保全活動への参加機会の提供	○参加機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・彩湖自然学習センターにおける自然学習講座を充実し、広く市民への参加を呼びかけます。 ・環境フェア、エコライフ DAY、フリーマーケットなど、環境保全活動イベントを継続して開催するとともに、新たなイベントの企画・開催を支援します。
	○市民が参加しやすいしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や道路植栽等を市民が管理する里親制度など、地域の人々が地域の環境保全活動をしやすくなるしくみを整えます。 ・市民団体等と協力し、自然観察会やフリーマーケットなどの市民参加イベントが行われるように活動を支援します。

■ 当面実施する事業

施策方針	内 容	主 管 課
【環境学習と普及啓発活動の推進】		
○学校内外での環境教育	○学校教育における環境教育の体系的なプログラムの構築	指導課
	○ビオトープの作成、生ごみの堆肥化、農業体験など、体験をしながら学ぶ環境教育のしくみづくり	指導課
	○地域の人材の環境教育への活用	指導課
	○河川や樹林地など、地域の環境を用いた教育プログラムを構築し、身近な自然を環境教育に活用	指導課
	○学校版環境マネジメントシステムの推進	指導課
	○環境省「こどもエコクラブ」の普及など自発的な学習の促進	環境クリーン室
○環境学習のしくみの整備	○「とだ環境ネットワーク」による、実践の学習の場の提供と支援	環境クリーン室
	○環境学習の体系整備（環境について学びたい人が適切な講座に出会えるよう、市独自のもの、県などの講座を整理、提示）	生涯学習課
	○環境出前講座等の普及	環境クリーン室
○環境人材研修の実施・環境人材バンクの設立	○環境人材研修の実施	環境クリーン室
	○環境人材バンクの設立	環境クリーン室
【環境保全活動への参加機会の提供】		
○参加機会の提供	○彩湖自然学習センターにおける自然学習講座の開催	彩湖自然学習センター
	○環境フェア、エコライフ DAY、フリーマーケットなど、環境保全活動イベントの継続と、新たなイベントの企画	環境クリーン室
○市民が参加しやすいしくみづくり	○公園や道路植栽等への市民管理制度の検討	公園緑地課 道路課 等
	○地域通貨（戸田オール）を活用した市民参加を拡大するしくみの検討・実施	環境クリーン室 コミュニティ推進課

実践とパートナーシップのまち

- ・環境にいいことを楽しく、お得にできるしくみが工夫され、市民一人ひとりが環境をよくするプロセスを楽しみながら実践しています。
- ・市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの得意分野を活かし、できないことを補いあうパートナーシップによって行われている地域ぐるみの環境保全の取り組みは、防犯、福祉、商店街の活性化などにも役立ち、暮らしやすい地域になっています。

環境や取り組みの現状と課題

すでに戸田市でも環境に関心の高い人や市民団体が環境保全活動に取り組んでおり、これらの人たちの活動は、今後の取り組みをリードする大切な役割を担っています。

こうした人たちの間での情報交流や連携が十分ではないという問題意識から、前計画で創設を呼びかけた「とだ環境ネットワーク」は、現在、18 団体、個人 23 人が登録しており、平成 16（2004）年度より「環境出前講座」を開始するなど、活動が活発になってきています。

また、環境に関心のある個人や市民団体が企画運営し、市民に環境への取り組みを啓発する「とだ環境フェア」が平成 12（2000）年から行われており、来場者は回を重ねるごとに増加し、平成 16（2004）年には 2 日間で延べ約 1,800 人が来場しました。

さらに、エコライフ DAY で地球温暖化防止行動にチャレンジした小学生に地域通貨「オール」を渡したり、平成 17（2005）年 10 月には「地球にやさしいお買い物キャンペーン」として加盟店での買い物にマイバッグを持参した人に「オール」をプレゼントといった、地域通貨と環境とを結びつけた活動も始まっています。

このほか、喜沢中央通り商店街で年 1 回行われている「フリーマーケット」、戸田橋木材市場で行われている「木とのふれあい祭り」、白河市大信地区（旧大信村）との地域交流などは、今後、環境に関連づけた展開が期待され、こうした活動への支援のしくみを整えることが求められています。

『環境基本計画』は実行してこそ意味のあるものです。そこで、本計画では、市民、事業者、市民団体が主体となり市と協働して先行的に推進する活動と位置づけた「エコ・プロジェクト」を、着実に実行していくことが重要となります。

エコ・プロジェクトの推進に、多様な主体の協働が求められていることを踏まえると、まず、市民の生活実感から現在の環境を評価し、市民生活との関わりの中での目標像を共有し、その目標像に向けて各主体がなすべきことを一緒に考え、実践していくことが必要と考えます。

また、評価については、取り組みを進めたかどうかだけでなく、その結果、環境がどう変わったか、市民の意識がどう変わったかといったことわかることが重要です。そのため、評価指標も市民にわかりやすいものであるとともに、市民や市民団体が参加できるようなものであることが必要となります。



取り組みの方向性

取り組み方針1 推進の体制としくみづくり

- ・市民や市民団体の相互交流・相互啓発のためのネットワーク、行政内部の横断的連携を強化するとともに、情報交流を密にしながら、市民と行政の協働での取り組みを推進するしくみを確立していきます。
- ・また、環境問題は行政界を超えた広がりをもつため、行政は国、県や近隣自治体との連携に努め、市民レベルでも広域連携での取り組みを進めます。

取り組み方針2 自主的活動への支援

- ・環境に配慮した自主的な取り組みがどんどん出てくるように、市民団体や事業者の環境保全活動に対して、場所、情報、資金など多角的な支援のしくみを整えます。

取り組み方針3 エコ・プロジェクトの実践

- ・『環境基本計画』を計画で終わらせないために、市民の環境に対する思いを取り入れた取り組みである「エコ・プロジェクト」を、市民・市民団体・事業者・行政の協働で実践していきます。

各主体の取り組み

市民の取り組み

- 環境保全に向けた取り組みに参加します
 - ・市や市民団体が主催する環境保全に関するイベントや、自治会、PTA、市民団体の環境保全の取り組みに積極的に参加します。
 - ・地域の環境やまちづくりに関する市民参加型のプロジェクトに積極的に参加します。
 - ・「エコ・プロジェクト」の実施に参加、協力します。
- 環境保全に関する情報を交換し共有します
 - ・市民団体間や個人間での、環境保全に関する情報交換と共有に努めます。
 - ・情報交流などのために多様な主体のネットワーク組織に加わります。
 - ・市民や市民団体間の交流を密にし、相互支援を進めます。
- 『環境基本計画』の進行管理に参加します
 - ・日頃から、地域の環境の変化を注意して見守ります。
 - ・『戸田市の環境』や『戸田市環境報告書』に対する意見募集などに協力し、市民の目による進行管理に参加します。

事業者の取り組み

- 地域の環境保全の取り組みに支援・協力します
 - ・地域の様々な環境保全活動への積極的な参加・支援に努めます。

- ・ボランティア休暇制度の導入などにより、環境保全活動への参加を奨励します。
- ・地域のさまざまな環境保全活動への積極的な参加、支援に努めます。
- ・「エコ・プロジェクト」の実施に参加、協力します。

○同業種、異業種間での環境保全に向けた協力を進めます

- ・資源リサイクルや共同配送など事業活動の一部の共同化など、同業種、異業種間での環境保全に向けた連携、協力を進めます。
- ・情報交流などのために多様な主体のネットワーク組織に加わります。

○『環境基本計画』の進行管理に参加します

- ・日頃から、地域の環境の変化を注意して見守ります。
- ・『戸田市の環境』や『戸田市環境報告書』に対する意見募集などに協力し、事業者の目による進行管理に参加します。

市の取り組み

施策の基本方向

推進の体制としくみづくり	○環境を軸とした緩やかなつながり～「とだ環境ネットワーク」の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、市民団体、事業者、市などが、環境を軸として、緩やかなつながりで連携する組織として設立した「とだ環境ネットワーク」の運営に協力します。 ・「とだ環境ネットワーク」が、環境に関心のある個人や団体間の情報交流の場として、また、同じ目的意識をもつ人たちが積極的・自発的な取り組みを行うプロジェクトチームをつくる基盤として機能するようにします。 ・プロジェクトチームには必要に応じ行政として参加し、情報の提供や専門的な立場からの発言などを行います。 ・環境のための活動を支援するために、市も積極的に情報を提供していきます。
	○市民による計画の進行管理～「とだ環境市民会議」の設立	<ul style="list-style-type: none"> ・行政施策の実施状況、市民、事業者の取り組み状況について、市が発行する年次報告書などをもとに、環境基本計画の進捗状況をチェックし、これからの取り組みに向けての提言を行う「とだ環境市民会議」を組織します。
	○他自治体などとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田市だけで解決できない問題に対処するために、隣接自治体をはじめとした広域的な連携を図ります。また、そのような場で積極的な環境改善を提案していきます。 ・特に、河川においては、笹目川・菖蒲川・緑川水系といったように流域を単位として水質改善、水辺環境保全、治水確保などの本市の施策について、上流域の自治体に理解を求めます。また、施策の実施についても連携します。 ・戸田市及び連携先の双方の環境改善に向け、市民、事業者レベルでの連携も促進します。
	○行政内部の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつきめ細かい取り組みを進めるため、行政内部の横断的組織を設置し、連携を強化します。
	○市民参加型事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の問題解決能力を高めるため、街区公園のリニューアル計画の策定、緑化のルールづくりなど、身近な問題をテーマとした市民参加型事業を実施します。

自主的活動への支援	○活動場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・空き教室や空き店舗などを活用して、環境のための活動や情報交流を行うための場所「環境コミュニティスペース」を確保します。 ・リサイクルプラザを環境コミュニティスペースとしても機能するように運営していきます。
	○自主的活動への適切な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の確保のほか、さまざまな情報提供、専門家の派遣、経済的支援など、市民団体等の行う環境保全活動を多角的に支援します。 ・がんばっている人や団体を応援するしくみを整えます。
エコ・プロジェクトの推進	○エコ・プロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、市民団体、事業者、市の協働で取り組む「エコ・プロジェクト」について、プロジェクトチームを組織し、実施プログラムを作成して着実に実行していきます。 ・プロジェクトチームの事務局機能を支援します。 ・市民や事業者の協働を促進するため、「エコ・プロジェクト」に関する情報を広く市民に伝え、参加を促します。

■ 当面実施する事業

施策方針	内容	主管課
【推進の体制としくみづくり】		
○環境を軸とした緩やかなつながり	○「とだ環境ネットワーク」の運営への事務局としての関与 ○「とだ環境ネットワーク」への情報提供	環境クリーン室 環境クリーン室
○市民による計画の進行管理	○「とだ環境市民会議」の設立	環境クリーン室
○他自治体などとの連携	○連絡協議会などにおける積極的な環境改善の推進	環境クリーン室
【自主的活動への支援】		
○活動場所の確保	○環境コミュニティスペースの確保	環境クリーン室
○自主的活動への適切な支援	○環境保全を目的に、市民団体等が自主的に行う活動等の支援策の検討・実施	環境クリーン室 コミュニティ推進課
【エコ・プロジェクトの推進】		
○エコ・プロジェクトの推進	○「とだ環境ネットワーク」と協働で、エコ・プロジェクトの実施に向けたプロジェクトチームの設置、プログラムの作成、及び、進行管理の実施	環境クリーン室
	○プロジェクトチームの事務局機能を支援	環境クリーン室
	○エコ・プロジェクトの市民への広報・周知	環境クリーン室

